佐賀県多久市南多久町大字花祭
一五四五番地先水路敷　一号
一五五〇番一　二号
一五五〇番二地先水路敷　三号
一五五二番一地先水路敷　四号
一六七四番　五号
一六六五番　六号
一六六六番一　七号から十号まで
一五九九番　十一号
一五九六番二地先水路敷　十二号
一五六八番一地先道路敷　十三号
一五五三番一　十四号
一五五三番二　十五号及び十六号
一五五四番　十七号
一四九六番　十八号から二十号まで

○国土交通省告示第六百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

斧研谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市大字坂元
字宮田　六六六番四二　一号及び二号
六六六番四四　三号、四号、三十三号及び三十四号
六六六番四五　五号、十一号及び三十二号
六六六番四七　六号
六六六番一〇五　九号
六六六番四三　十二号、十三号及び三十五号
六六六番三〇　二十七号及び二十八号
六六六番三一　二十九号
六六六番三五　三十号
六六六番三六　三十一号
六六六番五三　三十六号
字苧畑
一六三九番一一三　十四号及び十五号
一六三九番一二五　十六号及び十七号
一六三九番一二六　八号及び十八号から二十号まで
一六三九番一二八　二十一号及び二十二号
一六三九番一二七　七号、二十三号及び二十四号
一六三九番一三八　二十五号
一六三九番一三九　二十六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾八重川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を日之影川河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立
字千畳敷　二九四六番五　一号
二九〇三番　二号
二九〇六番一　三号
二八八番二　四号
二八八番一　五号から七号まで
二九〇〇番一　八号及び十号から十三号まで
二九〇〇番四　九号
二九〇二番二　十四号
二九四五番六　十五号

○海上保安庁告示第七十号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　白老港島防波堤灯台
位置
所在地　北海道白老港（島防波堤外端）
緯度　北緯　四二―三〇―三〇
経度　東経　一四一―一九―〇二
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　明弧　全度　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
点灯年月日　平成二十六年三月二十日

○海上保安庁告示第七十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　中島川橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪常吉防波堤灯台の北方約二・三キロメートル）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二〇
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（中島川橋南西側面中央）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二〇
変更年月日　平成二十六年三月二十日

名称　中島川橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　中島川橋梁灯（C一灯）の南東方約六八メートル
北緯　三四―四一―四〇
東経　一三五―二四―一三
変更した事項
光度　一三〇カンデラ
変更年月日　平成二十六年三月二十日

名称　中島川橋橋梁灯（C二灯）
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪常吉防波堤灯台の北方約二・三キロメートル）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二一
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（中島川橋北東側面中央）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二一
変更年月日　平成二十六年三月二十日

名称　中島川橋橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　中島川橋橋梁灯（C二灯）の南東方約六七メートル
北緯　三四―四一―四一
東経　一三五―二四―二三
変更した事項
光度　一三〇カンデラ
変更年月日　平成二十六年三月二十日

名称　中島川橋橋梁標（C一標）
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪常吉防波堤灯台の北方約二・三キロメートル）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二〇
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（中島川橋南西側面中央）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二〇
変更年月日　平成二十六年三月二十日

名称　中島川橋橋梁標（C二標）
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪常吉防波堤灯台の北方約二・三キロメートル）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二一
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（中島川橋北東側面中央）
北緯　三四―四一―四二
東経　一三五―二四―二一
変更年月日　平成二十六年三月二十日

名称　伊予竹ケ島灯台
位置
所在地　愛媛県宇和島市（竹ケ島）
北緯　三三―〇六―二三
東経　一三二―二四―二九
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・六メートル　平均水面上から灯火まで三三メートル
変更年月日　平成二十六年三月二十二日